

令和5年6月12日

# 町 議 会 議 案

第 2 回  
(定 例)

鹿 追 町

## 議 案 目 次

議 案 番 号	件 名	議 決 内 容
報告1	令和4年度鹿追町一般会計繰越明許費の報告について	
報告2	令和4年度鹿追町下水道特別会計繰越明許費の報告について	
承認1	専決処分の承認を求めることについて	
34	鹿追町町税条例の一部を改正する条例の制定について	
35	鹿追町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	
36	鹿追町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
37	鹿追町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	
38	令和5年度鹿追町一般会計補正予算（第2号）について	
39	令和5年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について	
40	令和5年度鹿追町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）について	
41	令和5年度鹿追町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について	
42	令和5年度鹿追町下水道特別会計補正予算（第1号）について	
43	令和5年度鹿追町介護保険特別会計補正予算（第1号）について	
44	鹿追小学校体育館非構造部材耐震化他工事請負契約について	
同意3	鹿追町農業委員会委員の任命について	
同意4	鹿追町固定資産評価審査委員会委員の選任について	

報告第 1 号

令和 4 年度鹿追町一般会計繰越明許費の報告について

地方自治法施行令第 1 4 6 条第 2 項の規定に基づき、令和 4 年度鹿追町一般会計繰越明許費について、次のとおり報告する。

令和 5 年 6 月 1 2 日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

令和 4 年度鹿追町一般会計繰越明許費繰越計算書

単位：円

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源	
					既収入 特定財源	未収入 国・道支出金	財源			その他
							収入 特定財源	地方債		
2 総務費	1 総務管理費	定住促進住宅建設奨励事業	3,600,000	3,600,000					3,600,000	
		住宅用太陽光発電システム導入費補助事業	400,000	400,000					400,000	
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業	8,580,000	8,580,000		8,580,000			0	
		十勝圏複合事務組合負担金事業（汚泥処理設備更新分）	4,000	4,000					4,000	
5 農林費	1 農業費	道営土地改良事業	36,312,000	36,312,000		15,190,000		16,019,000	5,103,000	
		合計	48,896,000	48,896,000		23,770,000		16,019,000	9,107,000	

報告第 2 号

令和 4 年度鹿追町下水道特別会計繰越明許費の報告について

地方自治法施行令第 1 4 6 条第 2 項の規定に基づき、令和 4 年度鹿追町下水道特別会計繰越明許費について、次のとおり報告する。

令和 5 年 6 月 1 2 日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

令和 4 年度鹿追町下水道特別会計繰越明許費繰越計算書

単位：円

款	項	事 業 名	金 額	翌 年 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳				
					既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 財 源			一 般 財 源
						国・道支出金	地 方 債	そ の 他	
2 事 業 費 1 事 業 費		農業集落排水処理施設更新事業	1,500,000	1,500,000		750,000			750,000
合 計		計	1,500,000	1,500,000		750,000			750,000

承認第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和5年6月12日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

## 専 決 処 分 書

鹿追町町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

鹿追町長 喜 井 知 己

鹿追町町税条例の一部を改正する条例

鹿追町町税条例（昭和29年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第46条中「第5号の15様式」の次に「又は第5号の15の2様式」を加え、「によつて」を「により」に改める。

第48条第1項及び第5項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加える。

第50条第1項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に改める。

第98条第1項及び第5項並びに第101条第1項中「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加える。

附則第8条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

附則第10条中「、第63条又は第64条」を「又は第63条」に、「、第63条若しくは第64条」を「若しくは第63条」に改める。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第26項第1号イ」を「附則第15条第25項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第26項第1号ロ」を「附則第15条第25項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条第26項第1号ハ」を「附則第15条第25項第1号ハ」に改め、同条第6項中「附則第15条第26項第1号ニ」を「附則第15条第25項第1号ニ」に改め、同条第7項中「附則第15条第26項第2号イ」を「附則第15条第25項第2号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第26項第2号ロ」を「附則第15条第25項第2号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第2

6項第2号ハ」を「附則第15条第25項第2号ハ」に改め、同条第10項中「附則第15条第26項第3号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第26項第3号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第26項第3号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第14項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第38項」に改め、同条第16項を次のように改める。

16 法附則第15条の9の3第1項に規定する町の条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第10条の3第13項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項の次に次の1項を加える。

12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第15条の2を削り、附則第15条の2の2を附則第15条の2とする。

附則第15条の6第3項を削る。

附則第16条第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に、「3輪以上のガソリン軽自動」を「3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

の間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「3,500円」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「5,200円」に改め、同項を同条第4項とする。

附則第16条の2第1項中「第8項」を「第4項」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

## 附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の鹿追町町税条例（次条第2項において「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き



渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。) に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の附則第15条の2及び第15条の6第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第16条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

## 議案第 34 号

鹿追町町税条例の一部を改正する条例の制定について

鹿追町町税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年6月12日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

鹿追町町税条例の一部を改正する条例

鹿追町町税条例（昭和29年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第34条の9第2項中「又は」の次に「当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは町民税に充当し」を「、個人の町民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第36条の3の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第38条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第1項中「によつて」を「によ

り」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の町民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第41条中「及び」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の合算額」に、「によつて」を「により」に改める。

第44条第1項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に、「によつて」を「により」に改め、同条第3項、第5項及び第6項中「によつて」を「により」に改める。

第47条第1項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「通知によつて」を「通知により」に、「第17条の2の規定によつて」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第47条の2第1項中「によつて徴収することが」を「により徴収することが」に、「である場合においては」を「である場合には」に改め、「及び均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第47条の5において同じ。）」を加え、「によつて徴収する場合においては」を「により徴収する場合には」に、「によつて徴収する。」を「により徴収する。」に改め、同項第2号及び同条第2項中「によつて」を「により」に改める。

第47条の6第1項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によつて」を「方法により」に、「第17条の2の規定によつて」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第82条第1号エ中「及び」を「、」に改め、「3輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

附則第15条の2第4項及び第16条の2第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

第1条 この条例は、令和5年7月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第34条の9第2項並びに第38条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第41条、第44条、第47条、第47条の2及び第47条の6の改正規定並びに附則第15条の2第4項及び第16条の2第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第3条第1項（この条例による改正後の鹿追町町税条例（以下「新条例」という。）附則第16条の2第3項に係る部分に限る。）及び第2項の規定 令和6年1月1日

(2) 第36条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日  
(町民税に関する経過措置)

第2条 前条第1号に掲げる規定による改正後の鹿追町町税条例の規定中個人の町民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和5年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき鹿追町町税条例第36条の3の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

### (軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例第82条第1号エ及び附則第16条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第15条の2第4項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

議案第 35 号

鹿追町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

鹿追町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年6月12日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

鹿追町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

鹿追町国民健康保険税条例（平成20年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「200,000円」を「220,000円」に改める。

第23条第1項中「200,000円」を「220,000円」に改め、同項第2号中「285,000円」を「290,000円」に改め、同項第3号中「520,000円」を「535,000円」に改める。

第23条の2中「第24条の2」を「第24条の2第1項」に改める。

第24条の2第2項中「その他の特例対象被保険者等であること的事实を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定するものをいう。）」に改める。

附則第5項中「第23条第1項」を「第23条」に、「同項」を「同条第1項」に改める。

附則第6項、第7項、第9項から第12項まで、第15項及び第16項中「第23条第1項の」を「第23条の」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

(適用区分)

2 改正後の鹿追町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 36 号

鹿追町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部  
を改正する条例の制定について

鹿追町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年6月12日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

鹿追町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を  
改正する条例

鹿追町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年条例第14号）の一部を次のように改正する。

附則第2条中「平成32年3月31日までの」を「当分の」に、「平成32年3月31日までに修了することを」を「放課後児童支援員として雇用された日の属する年度の翌々年度の末日までの間で町長が指定する日までに修了を」に改める。

附 則

（施行期日）

この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

議案第 37 号

鹿追町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

鹿追町介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年6月12日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

鹿追町介護保険条例の一部を改正する条例

鹿追町介護保険条例（平成12年条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則第7条第1項中「除く。）」の次に「及び令和4年度以前の年度分の保険料であつて令和5年4月1日以降に納期限が定められているもの」を加える。

附 則

（施行期日）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第7条第1項の規定は、令和5年4月1日から適用する。



## 令和 5 年度鹿追町一般会計補正予算（第 2 号）

令和 5 年度鹿追町の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

### （歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 584,724 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,469,709 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

### （債務負担行為）

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為ができてきた事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

### （地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加及び変更は、「第 3 表地方債補正」による。

令和 5 年 6 月 12 日 提出

鹿追町長 喜井知己

(歳入) 第1表 歳入歳出予算補正 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11. 地方交付税		2,903,000	120,793	3,023,793
	1. 地方交付税	2,903,000	120,793	3,023,793
15. 国庫支出金		404,643	227,186	631,829
	1. 国庫負担金	149,529	6,930	156,459
	2. 国庫補助金	220,842	218,377	439,219
16. 道支出金	3. 委託金	34,272	1,879	36,151
		284,537	15	284,552
18. 寄附金	1. 道負担金	92,320	15	92,335
		150,004	1,198	151,202
19. 繰入金	1. 寄附金	150,004	1,198	151,202
		643,619	13,259	656,878
21. 諸収入	1. 基金繰入金	639,993	13,200	653,193
	2. 特別会計繰入金	3,626	59	3,685
22. 町債		428,094	3,673	431,767
	5. 雑入	340,149	3,673	343,822
歳入合計		147,100	218,600	365,700
	1. 町債	147,100	218,600	365,700
歳入合計		6,884,985	584,724	7,469,709

(単位：千円)

(歳出)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		1,959,071	343,318	2,302,389
	1. 総務管理費	1,916,760	343,242	2,260,002
	2. 徴税費	8,845	70	8,915
3. 民生費	3. 戸籍住民登録費	7,866	6	7,872
		640,809	39	640,848
	1. 社会福祉費	497,012	△2,661	494,351
4. 衛生費	2. 児童福祉費	143,597	2,700	146,297
		419,987	23,724	443,711
	1. 保健衛生費	337,262	23,724	360,986
5. 農林費		1,383,097	37,774	1,420,871
	1. 農業費	1,365,706	37,774	1,403,480
6. 商工費		224,705	1,790	226,495
	1. 商工費	224,705	1,790	226,495
7. 土木費		280,216	73,620	353,836
	1. 道路橋りょう費	177,286	46,110	223,396
	2. 河川費	35,022	15,000	50,022
	3. 都市計画費	37,426	330	37,756
8. 消防費	4. 住宅費	30,482	12,180	42,662
		207,018	78,139	285,157
	1. 消防費	207,018	78,139	285,157
		573,322	8,014	581,336
9. 教育費	1. 教育総務費	242,997	3,936	246,933
	2. 小学校費	156,712	1,378	158,090
	4. 社会教育費	84,192	104	84,296
	5. 保健体育費	50,982	2,596	53,578
		246,889	18,306	265,195
11. 諸支出金		246,889	18,306	265,195

歳出合計	6,884,985	584,724	7,469,709
------	-----------	---------	-----------

第 2 表

債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
環境保全センター中鹿追施設ホールロダー購入事業	令和 6 年度	24,200千円以内

第 3 表

地 方 債 補 正

(追加)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
緊急防災・減災事業	千円以内 118,800	普通貸借 又 証券発行	2.0%以内 (ただし金利見直し 方式で借り入れられる政府資金、 地方公共団体金融機関資金及 び金融機関等について、利率 の見直しを行った後において は当該見直し後の利率)	政府資金、地方公共団体金融機関資金及び金融機関等の融資条件 による。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短 縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
脱炭素化推進事業	4,200	同上	同上	同上
緊急浚渫推進事業	15,000	同上	同上	同上

(変更)

起債の目的	補正前			補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	
過疎対策事業	千円以内 132,100	普通貸借 又 証券発行	2.0%以内 (ただし金利見直し 方式で借り入れられる政府資金、 地方公共団体金融機関資金及 び金融機関等について、利率 の見直しを行った後において は当該見直し後の利率)	政府資金、地方公共団体金 融機関資金及び金融機関等 の融資条件による。ただ し、町財政の都合により据 置期間及び償還期間を短縮 し、もしくは繰上償還又は 低利に借換えすることがで きる。	千円以内 212,700	補正前 に同じ	補正前 に同じ

1. 総括  
(歳入)

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
11. 地方交付税	2,903,000	120,793	3,023,793
15. 国庫支出金	404,643	227,186	631,829
16. 道支支出金	284,537	15	284,552
18. 寄附金	150,004	1,198	151,202
19. 繰入金	643,619	13,259	656,878
21. 諸収入	428,094	3,673	431,767
22. 町債	147,100	218,600	365,700
歳入合計	6,884,985	584,724	7,469,709

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源
				特定財源			その他	
				国道支出金	地方債			
2. 総務費	1,959,071	343,318	2,302,389	134,371	150,500	2,063	56,384	
3. 民生費	640,809	39	640,848	1,095		59	△1,115	
4. 衛生費	419,987	23,724	443,711	20,614		200	2,910	
5. 農林費	1,383,097	37,774	1,420,871	13,000		13,200	11,574	
6. 商工費	224,705	1,790	226,495				1,790	
7. 土木費	280,216	73,620	353,836	35,460	15,000		23,160	
8. 消防費	207,018	78,139	285,157	20,782	53,100		4,257	
9. 教育費	573,322	8,014	581,336	1,879		1,410	4,725	
11. 諸支出金	246,889	18,306	265,195			1,198	17,108	
歳出合計	6,884,985	584,724	7,469,709	227,201	218,600	18,130	120,793	



2. 歳入

(単位：千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
款11. 地方交付税	2,903,000	120,793	3,023,793			
項 1. 地方交付税	2,903,000	120,793	3,023,793			
目 1. 地方交付税	2,903,000	120,793	3,023,793			
				1. 地方交付税	120,793	地方交付税 120,793
款15. 国庫支出金	404,643	227,186	631,829			
項 1. 国庫負担金	149,529	6,930	156,459			
目 1. 民生費国庫負担金	149,435	30	149,465			
				1. 社会福祉負担金	30	重層的支援体制整備事業交付金 30
目 2. 衛生費国庫負担金	94	6,900	6,994			
				1. 保健衛生費負担金	6,900	新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金 6,900
項 2. 国庫補助金	220,842	218,377	439,219			
目 1. 総務費国庫補助金	92,060	134,371	226,431			
				1. 総務管理費補助金	134,371	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 14,000 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業） 100,833 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（脱炭素化先行地域づくり事業） 18,503 総務管理費補助金 1,035

							マイナンバーカード交付事務費補助金(884) 情報通信技術講習事業費補助金(151)
目 2. 民生費国庫補助 金	37,055	1,050	38,105				
				2. 児童福祉費補助 金	1,050		児童福祉費補助金 保育対策総合支援事業費補助金
目 3. 衛生費国庫補助 金	9,307	13,714	23,021				
				1. 保健衛生費補助 金	13,714		保健衛生費補助金 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金 (11,734) 子育て支援対策臨時特例交付金(1,980)
目 4. 土木費国庫補助 金	43,800	35,460	79,260				
				1. 道路橋りょう費 補助金	35,460		特定防衛施設周辺整備調整交付金 東町南通り歩道改良事業(32,460) 融雪剤散布機整備事業(3,000)
目 6. 農林費国庫補助 金	0	13,000	13,000				本目新設
				1. 農業費補助金	13,000		特定防衛施設周辺整備調整交付金 町営牧場用ホイールローダー整備事業
目 7. 消防費国庫補助 金	0	20,782	20,782				本目新設
				1. 消防費補助金	20,782		防衛施設周辺消防施設整備事業補助金 水槽付消防ポンプ車整備事業

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
項 3. 委託金	34,272	1,879	36,151			
目 4. 教育費委託金	0	1,879	1,879			本目新設
				1. 教育総務費委託金	1,879	教育総務費委託金 学校における医療的ケア実施体制充実事業委託金
款16. 道支出金	284,537	15	284,552			
項 1. 道負担金	92,320	15	92,335			
目 1. 民生費道負担金	92,261	15	92,276			
				1. 社会福祉費負担金	15	重層的支援体制整備事業交付金
款18. 寄附金	150,004	1,198	151,202			
項 1. 寄附金	150,004	1,198	151,202			
目 1. 一般寄附金	150,001	999	151,000			
				1. 一般寄附金	999	ふるさと納税寄附金
目 4. 教育費寄附金	1	199	200			
				1. 社会教育費寄附金	199	社会教育費寄附金
款19. 繰入金	643,619	13,259	656,878			
項 1. 基金繰入金	639,993	13,200	653,193			

目 5. 環境保全センター 一基金繰入金	47,729	13,200	60,929	環境保全センター 一基金繰入金	13,200	環境保全センター 一基金繰入金	13,200
項 2. 特別会計繰入金	3,626	59	3,685				
目 1. 介護保険特別会 計繰入金	3,626	59	3,685				
款21. 諸収入	428,094	3,673	431,767	1. 介護保険特別会 計繰入金	59	介護保険特別会計繰入金	59
項 5. 雑入	340,149	3,673	343,822				
目 1. 雑入	340,149	3,673	343,822				
				1. 雑入	3,673	北海道市町村振興協会交付金 郵送料・運送料 いきいきふるさと推進事業補助金 その他雑入 地域の魅力を活かした観光地づくり推進事業補助金 (1,463) 健康づくり推進地域支援事業助成金 (200)	600 10 1,400 1,663
款22. 町債	147,100	218,600	365,700				
項 1. 町債	147,100	218,600	365,700				
目 1. 総務債	37,500	150,500	188,000				

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
				1. 総務管理債	150,500	総務管理債 庁舎エレベーター外整備事業 (118,800) 総合スポーツセンターLED化改修事業 (20,900) 防災行政無線放送施設整備事業 (6,600) 公用車整備事業 (4,200)
目 5. 土木債	14,000	15,000	29,000			
				2. 河川債	15,000	河川債 鹿追町緊急浚渫推進事業
目 8. 消防債	0	53,100	53,100			本目新設
				1. 消防債	53,100	消防債 水槽付消防ポンプ車整備事業

3. 歳出

(単位：千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				補正額の財源内訳			区分	金額		
				国道支出金	特定財源 地方債	その他				
款 2. 総務費	1,959,071	343,318	2,302,389	134,371	150,500	2,063	56,384			
項 1. 総務管理費	1,916,760	343,242	2,260,002	134,371	150,500	2,063	56,308			
目 1. 一般管理費	1,655,786	147,189	1,802,975	501	118,800		27,888			
								7. 報償費	記念品費	220
								11. 役務費	その他点検・清掃・検査等料	394
								14. 工事請負費	単独事業	132,000
								17. 備品購入費	庁舎エレベーター設置外 工事	8,375
								18. 負担金補助及び交付金	家具・什器購入費 庁舎議場椅子購入費外	8,375
目 3. 財産管理費	2,750	319	3,069				319		地域活性化企業人派遣企業負担金	6,200
								10. 需用費	修繕料	154
								12. 委託料	その他委託料	165
目 4. 支所費	25,285	2,165	27,450	884			1,281			
								10. 需用費	修繕料	748
								11. 役務費	廃棄物処分料	172

									736
								パソコン賃借料	761
								物品借上料	25
								事務用機器購入費	484
目 6. 企画振興費	41,419	4,245	45,664	151	1,763	2,331			
								1. 報酬	436
								7. 報償費	385
								8. 旅費	814
								10. 需用費	219
								11. 役務費	39
								12. 委託料	2,352
								その他委託料	2,352
								第7期総合計画後期基本計画策定支援業務委託料	
								地域の魅力を活かした観光地づくり推進事業業務委託料	
								スマホ教室開催業務委託料	
目10. 公害防災費	7,533	6,771	14,304			171			
								8. 旅費	72
								普通旅費	72

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節 区 分		説 明
				国道支出金	特定財源		金額		
					地方債	その他			
							12. 委託料	6,699	調査・設計・監理委託料 防災行政無線放送施設実施 設計業務委託料
目11. 車両管理費	20,143	6,197	26,340		4,200	1,997	17. 備品購入費	6,197	車両購入費 公用車購入費
目14. ジオパーク事業費	4,199	2,649	6,848		300	2,349	7. 報償費	110	講師等謝礼
							8. 旅費	315	費用弁償
							10. 需用費	15	消耗品費
							11. 役務費	71	インターネット・専用回線料 チラシ折込料 看板作製手数料
							13. 使用料及び賃借料	39	土地借上料 システム使用料
							17. 備品購入費	251	電気機器購入費
							18. 負担金補助及び交付金	1,848	とちかち鹿追ジオパーク推進協議会活動補助金



目16. ゼロカーボン推進費・脱炭素先行地域	102,920	26,891	129,811	18,503		8,388		12. 委託料	19,965	調査・設計・監理委託料 瓜幕地区概略設計策定業務委託料	19,965
								14. 工事請負費	1,428	補助事業 V2H充放電設備設置工事	1,428
								17. 備品購入費	5,498	電気機器購入費 V2L外部給電器購入費	5,498
目17. ゼロカーボン推進費	14,165	118,831	132,996	100,332	20,900	△ 2,401		12. 委託料	12,617	調査・設計・監理委託料 総合スポーツセンターLED 化改修実施設計業務委託料 執行事務業務委託料	2,420
								14. 工事請負費	39,578	補助事業 総合スポーツセンターLED 化改修工事	39,578
								18. 負担金補助及び交付金	66,636	住宅太陽光発電システム用蓄電池導入促進補助金 重点対策加速化事業補助金	500 66,136
目18. 新型コロナウイルス対応地方創生重点事業費	2,985	27,985	30,970	14,000		13,985					

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区 分		説 明
				補正額の特種財源		一般財源	金額	7. 報償費	25,674	
				国道支出金	地方債					
									その他報償費	25,674
									10. 需用費	619
									11. 役務費	1,381
									12. 委託料	311
項 2. 徴税費	8,845	70	8,915				70			
目 1. 賦課徴収費	8,845	70	8,915				70			
項 3. 戸籍住民登録費	7,866	6	7,872				6			
目 1. 戸籍住民登録費	7,866	6	7,872				6			
款 3. 民生費	640,809	39	640,848				△ 1,115			
項 1. 社会福祉費	497,012	△ 2,661	494,351		45		△ 59			
目 1. 社会福祉総務費	76,979	△ 5,564	71,415				△ 5,564			
									27. 繰出金	△ 5,564
									国民健康保険特別会計繰出金	△ 5,564

目 2. 心身障がい者 特別対策費	176,084	2,285	178,369					2,285	17. 備品購入費	2,285	車両購入費	2,285
									就労継続支援用車両購入費			
目 6. 在宅福祉費	100,914	618	101,532	59	45		514	10. 需用費	500	修繕料	500	
								18. 負担金補助及び交付金	118	地域ふれあいサロン事業補助金	118	
項 2. 児童福祉費	143,597	2,700	146,297		1,050		1,650					
目 3. こども園費	64,739	2,700	67,439		1,050		1,650	14. 工事請負費	286	単独事業	286	
								認定こども園玄関エアーカーテン設置工事				
款 4. 衛生費	419,987	23,724	443,711	200	20,614		2,910	17. 備品購入費	2,414	その他備品購入費	2,414	
								送迎バス用園児置き去り防止支援装置購入費外				
項 1. 保健衛生費	337,262	23,724	360,986	200	20,614		2,910					
目 2. 予防費	19,385	21,324	40,709		18,634		2,690	10. 需用費	164	印刷製本費	164	
								11. 役員費	541	郵便料・運送料	458	

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区 分		説 明
				補正額		財源内訳		金 額		
				国道支出金	特定財源	地方債	その他			
										21
										26
										36
										13,366
										6,901
										352
目 3. 保健指導費	24,222	200	24,422			200				
										35
										165
目 4. トリムセンタ 一費	18,743	2,200	20,943	1,980			220			
款 5. 農林費	1,383,097	37,774	1,420,871	13,000		13,200	11,574			
項 1. 農業費	1,365,706	37,774	1,403,480	13,000		13,200	11,574			
目 4. 畜産業費	386,420	17,960	404,380	13,000			4,960			

								17. 備品購入費	14,960	車両購入費	14,960
								18. 負担金補助及び交付金	3,000	町営牧場用ホイルローダー一購入費	3,000
目 5. 環境保全センター費	431,438	13,200	444,638	13,200				17. 備品購入費	13,200	車両購入費	13,200
目 7. 農業用水事業費	313,869	6,450	320,319		6,450			18. 負担金補助及び交付金	68	環境保全センター瓜幕施設用ホイルローダー購入費	68
目 9. 産業後継者対策費	3,174	164	3,338			164		27. 繰出金	6,382	簡易水道特別会計繰出金	5,973
款 6. 商工費	224,705	1,790	226,495					8. 旅費	164	普通旅費	164
項 1. 商工費	224,705	1,790	226,495								
目 1. 商工業振興費	92,265	700	92,965								
目 2. 観光費	108,517	1,090	109,607					18. 負担金補助及び交付金	700	商工会一般事業補助金	700

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区 分		説 明
				補正額		一般財源	金 額	10. 需用費	金 額	
				特定財源	地方債					
		国道支出金	特 定 財 源	地方債	その他	10. 需用費	18. 負担金補助及び交付金			
款 7. 土木費	280,216	73,620	353,836				23,160	300	修繕料	300
項 1. 道路橋りょう費	177,286	46,110	223,396				10,650	790	その他負担金補助及び交付金	790
目 1. 道路維持費	74,621	6,420	81,041				3,420		(仮称)やっばり十勝Day実行委員会負担金外	
								2,200	修繕料	2,200
								400	廃棄物処分料	400
								3,820	車両購入費	3,575
									融雪剤散布機購入費	
									その他備品購入費	245
目 2. 道路新設改良費	102,665	39,690	142,355				7,230			
									補助事業	33,000
									東町南通り歩道改良工事	
									単独事業	6,690
									中瓜幕25号線歩道補修工事外2	

項 2. 河川費	35,022	15,000	50,022		15,000								
目 1. 河川費	35,022	15,000	50,022		15,000								
										11. 役務費	2,000	その他役務費	2,000
項 3. 都市計画費	37,426	330	37,756				330			13. 使用料及び賃借料	13,000	自動車・機械等借上料	13,000
目 1. 公園緑地費	29,669	330	29,999				330			10. 需用費	330	修繕料	330
項 4. 住宅費	30,482	12,180	42,662				12,180						
目 1. 住宅管理費	19,510	12,000	31,510				12,000			10. 需用費	12,000	修繕料	12,000
目 2. 住宅建設費	10,972	180	11,152				180			8. 旅費	180	普通旅費	180
款 8. 消防費	207,018	78,139	285,157		20,782	53,100	4,257						
項 1. 消防費	207,018	78,139	285,157		20,782	53,100	4,257						
目 2. 非常備消防費	16,661	78,139	94,800		20,782	53,100	4,257			8. 旅費	5	普通旅費	5
										11. 役務費	22	自賠責保険料	8

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区 分		説 明
				国道支出金	特定財源 地方債	一般財源 その他	一般財源	金額		
										14 その他役員費
								17. 備品購入費	77,931	77,931 車両購入費
								26. 公課費	181	181 水槽付消防ポンプ車購入費 自動車重量税
款 9. 教育費	573,322	8,014	581,336	1,879		1,410	4,725			
項 1. 教育総務費	242,997	3,936	246,933	1,879			2,057			
目 3. 教育振興費	156,185	3,527	159,712	1,879			1,648			
								7. 報償費	1,550	1,550 その他報償費
								8. 旅費	317	317 費用弁償
										51 会計年度任用職員旅費
										72 普通旅費
								10. 需用費	45	45 消耗品費
										6 食糧費
								11. 役員費	18	18 口座振替手数料
								12. 委託料	676	676 臨時舎監委託料
								13. 使用料及び賃借料	29	29 著作権・版權使用料



										鹿追高等学校協力会補助金	351
										小中高一貫教育事業補助金	541
目 6. 車両管理費	20,415	409	20,824				409				
										8. 旅費	9
										普通旅費	
										10. 需用費	400
										修繕料	400
項 2. 小学校費	156,712	1,378	158,090				1,378				
目 1. 学校管理費	156,712	1,378	158,090				1,378				
										1. 報酬	1,200
										会計年度任用職員報酬	1,200
										3. 職員手当等	178
										会計年度任用職員諸手当	178
項 4. 社会教育費	84,192	104	84,296				△ 406				
目 1. 社会教育総務費	13,274	△ 1,195	12,079				△ 500				
										1. 報酬	△ 1,788
										会計年度任用職員報酬	△ 1,788
										3. 職員手当等	△ 407
										会計年度任用職員諸手当	△ 407
										18. 負担金補助及び交付金	1,000
										負担金補助及び交付金	1,000
										(仮称)こども万博事業実行委員会補助金	1,000
目 3. 図書館費	13,431	200	13,631				200				
										10. 需用費	200
										修繕料	200

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区 分	金 額	説 明
				特定財源		一般財源	その他			
				国道支出金	地方債					
目 4. 神田日勝記念 美術館費	17,578	1,099	18,677		10	1,089				
							7. 報償費	152	講師等謝礼 記念品費	
							10. 需用費	571	消耗品費 食糧費 修繕料	
							11. 役務費	76	郵便料・運送料 その他手数料	
							18. 負担金補助及 び交付金	300	馬耕忌・生誕祭助成金	
項 5. 保健体育費	50,982	2,596	53,578		900	1,696				
目 1. 体育振興費	50,982	2,596	53,578		900	1,696				
							8. 旅費	180	普通旅費	
							10. 需用費	12	燃料費	
							13. 使用料及び賃 借料	50	自動車・機械等借上料 有料道路通行料	
							18. 負担金補助及 び交付金	2,354	負担金補助及び交付金	

											地域スポーツ活動支援事業 補助金(1,802)
											スポーツ交流事業補助金 (552)
款11. 諸支出金	246,889	18,306	265,195			1,198	17,108				
項 1. 基金費	246,889	18,306	265,195			1,198	17,108				
目 1. 基金費	246,889	18,306	265,195			1,198	17,108				
								24. 積立金	18,306		
											青少年人材育成事業基金積立 金 300
											環境保全センター基金利子等 積立金 15,106
											町営牧場基金積立金 400
											鹿追町ふるさと寄附金基金利 子等積立金 2,500

## 令和 5 年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度鹿追町の国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 5,564 千円を減額し、歳入歳出  
予算の総額を歳入歳出それぞれ 761,483 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳  
出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 6 月 12 日 提出

鹿追町長 喜井知己

(歳入) 第1表 歳入歳出予算補正 (単位: 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 繰入金		53,213	△5,564	47,649
	1. 他会計繰入金	53,212	△5,564	47,648
歳入合計		767,047	△5,564	761,483

(歳出)	(単位：千円)	款	項	補正前の額	補正額	計
		3. 国民健康保険事業費納付金		280,738	△5,564	275,174
			1. 医療給付費分	196,620	△370	196,250
			2. 後期高齢者支援金等分	58,930	△1,652	57,278
			3. 介護納付金分	25,188	△3,542	21,646
		歳出合計		767,047	△5,564	761,483

1. 総括  
(歳入)

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
5.繰入金	53,213	△5,564	47,649
歳入合計	767,047	△5,564	761,483

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国道支出金	地方債	その他	
3. 国民健康保険事業費納付金	280,738	△5,564	275,174			△5,564	
歳出合計	767,047	△5,564	761,483			△5,564	



## 2. 歳入

(単位：千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
款 5. 繰入金	53,213	△ 5,564	47,649			
項 1. 他会計繰入金	53,212	△ 5,564	47,648			
目 1. 一般会計繰入金	53,212	△ 5,564	47,648			
				6. その他一般会計繰入金	△ 5,564	△5,564

3. 歳出

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区 分		説 明
				補正額		財源		節 区 分	金 額	
				特定財源	国道支出金	地方債	その他			
款 3. 国民健康保険事業費納付金	280,738	△ 5,564	275,174		△ 5,564					
項 1. 医療給付費分	196,620	△ 370	196,250		△ 370					
目 1. 一般被保険者医療給付費分	196,620	△ 370	196,250		△ 370			18. 負担金補助及び交付金	△ 370	一般被保険者医療給付費分納付金 △370
項 2. 後期高齢者支援金等分	58,930	△ 1,652	57,278		△ 1,652					
目 1. 一般被保険者後期高齢者支援金等分	58,930	△ 1,652	57,278		△ 1,652			18. 負担金補助及び交付金	△ 1,652	一般被保険者後期高齢者支援金等分納付金 △1,652
項 3. 介護納付金分	25,188	△ 3,542	21,646		△ 3,542					
目 1. 介護納付金分	25,188	△ 3,542	21,646		△ 3,542			18. 負担金補助及び交付金	△ 3,542	介護納付金分納付金 △3,542

## 令和 5 年度鹿追町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 1 号）

第 1 条 令和 5 年度鹿追町の国民健康保険病院事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既 決 予 定 額)	(補 正 予 定 額)	( 計 )
	収 入		
第 1 款 病院事業収益	6 2 3, 5 1 9 千円	4 0 5 千円	6 2 3, 9 2 4 千円
第 1 項 医業収益	3 4 0, 0 9 1 千円	4 0 5 千円	3 4 0, 4 9 6 千円
	支 出		
第 1 款 病院事業費用	6 2 3, 5 1 9 千円	4 0 5 千円	6 2 3, 9 2 4 千円
第 1 項 医業費用	6 2 0, 0 4 8 千円	4 0 5 千円	6 2 0, 4 5 3 千円

第 3 条 予算第 4 条中本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「22, 407千円」を「22, 623千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既 決 予 定 額)	(補 正 予 定 額)	( 計 )
	支 出		
第 1 款 資本的支出	2 2, 4 0 7 千円	2 1 6 千円	2 2, 6 2 3 千円
第 1 項 建設改良費	1, 6 0 0 千円	2 1 6 千円	1, 8 1 6 千円

令和 5 年 6 月 1 2 日 提出

鹿追町長 喜井知己

# 令和5年度鹿追町国民健康保険病院事業会計補正予算説明書

## 収益的收入及び支出

(単位：千円)						
款	項	目	予定額	補正額	計	説明
1 病院事業収益			623,519	405	623,924	
	1 医業収益		340,091	405	340,496	
		3 その他医業収益	27,277	405	27,682	公衆衛生活動収益 405 千円追加

## 支出

(単位：千円)						
款	項	目	予定額	補正額	計	説明
1 病院事業費用			623,519	405	623,924	
	1 医業費用		620,048	405	620,453	
		3 経費	112,019	405	112,424	修繕費 405 千円追加

## 資本的收入及び支出

(単位：千円)						
款	項	目	予定額	補正額	計	説明
1 資本的支出			22,407	216	22,623	
	1 建設改良費		1,600	216	1,816	
		有形固定資産 1 購入	1,600	216	1,816	器械備品購入費 (パソコン購入費外) 216 千円追加

## 令和 5 年度鹿追町簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度鹿追町の簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 24,773 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 227,437 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 6 月 12 日 提出

鹿追町長 喜井知己

(歳入) 第1表 歳入歳出予算補正 (単位: 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 国庫支出金		16,799	18,323	35,122
	1. 国庫補助金	16,799	18,323	35,122
3. 繰入金		85,267	5,973	91,240
	1. 他会計繰入金	85,267	5,973	91,240
5. 諸収入		4,995	477	5,472
	1. 受託事業収入	4,995	477	5,472
歳入合計		202,664	24,773	227,437

(単位：千円)

(歳出)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 事業費		115,397	24,773	140,170
	1. 水道総務費	29,614	851	30,465
	2. 水道施設費	85,783	23,922	109,705
	歳出合計	202,664	24,773	227,437

1. 総括  
(歳入)

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
2. 国庫支出金	16,799	18,323	35,122
3. 繰入金	85,267	5,973	91,240
5. 諸収入	4,995	477	5,472
歳入合計	202,664	24,773	227,437



(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国道支出金	地方債	その他	
1. 事業費	115,397	24,773	140,170	18,323		6,450	
歳出合計	202,664	24,773	227,437	18,323		6,450	

## 2. 歳入

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
款 2. 国庫支出金	16,799	18,323	35,122			
項 1. 国庫補助金	16,799	18,323	35,122			
目 1. 簡易水道事業費 国庫補助金	16,799	18,323	35,122			
				1. 簡易水道事業費 国庫補助金	18,323	特定防衛施設周辺整備調整交付金 18,323 本町市街地区水源地新設深井戸整備事業 (9,323) 高台地区1号井戸取水ポンプ更新事業 (9,000)
款 3. 繰入金	85,267	5,973	91,240			
項 1. 他会計繰入金	85,267	5,973	91,240			
目 1. 一般会計繰入金	85,267	5,973	91,240			
				1. 一般会計繰入金	5,973	一般会計繰入金 5,973
款 5. 諸収入	4,995	477	5,472			
項 1. 受託事業収入	4,995	477	5,472			
目 1. 受託事務収入	4,995	477	5,472			
				1. 受託事務収入	477	農業用水事業受託事務収入 68 下水道事業受託事務収入 409

3. 歳出

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区 分		説 明
				補正額の特定期間		一般財源	金 額	節 区 分	金 額	
				国道支出金	地方債					
款 1. 事業費	115,397	24,773	140,170	18,323		6,450				
項 1. 水道総務費	29,614	851	30,465			851				
目 1. 一般管理費	29,614	851	30,465			851		18. 負担金補助及び交付金	851	北海道町村会負担金(電算関係)
項 2. 水道施設費	85,783	23,922	109,705	18,323		5,599				
目 1. 施設管理費	85,783	23,922	109,705	18,323		5,599		8. 旅費	36	普通旅費
								12. 委託料	11,148	調査・設計・監理委託料 鹿追町簡易水道事業変更認可申請書作成業務委託料
								14. 工事請負費	12,738	補助事業 高台地区1号井戸取水ポンプ更新工事 単独事業 新町3丁目給水管新設工事
										12,320

令和 5 年度鹿追町下水道特別会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度鹿追町の下水道特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 409 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 398,716 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 6 月 12 日 提出

鹿追町長 喜井知己

(単位：千円)

第1表 歳入歳出予算補正

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 繰入金		166,364	409	166,773
	1. 他会計繰入金	166,364	409	166,773
歳入合計		398,307	409	398,716

(単位：千円)

(歳出)	(歳出)	(歳出)	(歳出)	(歳出)	(歳出)	(歳出)
款	項	補正前の額	補正額	計		
1. 管理費		80,034	409	80,443		
	1. 一般管理費	20,037	409	20,446		
	歳出合計	398,307	409	398,716		

1. 総括  
(歳入)

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3. 繰入金	166,364	409	166,773
歳入合計	398,307	409	398,716

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1. 管理費	80,034	409	80,443		409		
歳出合計	398,307	409	398,716		409		



(単位：千円)

2. 歳入

款項目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
款 3. 繰入金	166,364	409	166,773			
項 1. 他会計繰入金	166,364	409	166,773			
目 1. 一般会計繰入金	166,364	409	166,773			
				1. 一般会計繰入金	409	一般会計繰入金
						409

3. 歳出

(単位：千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				補正額		一般財源		区分	金額	
				国道支出金	特定財源 地方債	その他				
款 1. 管理費	80,034	409	80,443			409				
項 1. 一般管理費	20,037	409	20,446			409				
目 1. 一般管理費	20,037	409	20,446			409				
								18. 負担金補助及び交付金	409	電算事務負担金

## 令和 5 年度鹿追町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度鹿追町の介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 59 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 516,977 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 6 月 12 日 提出

鹿追町長 喜井 知己

(歳入) 第1表 歳入歳出予算補正 (単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 介護保険料		117,840	27	117,867
	1. 介護保険料	117,840	27	117,867
4. 支払基金交付金		132,927	32	132,959
	1. 支払基金交付金	132,927	32	132,959
歳入合計		516,918	59	516,977

(単位：千円)

(歳出)	款	項	補正前の額	補正額	計
6. 諸支出金			3,678	59	3,737
		2. 繰出金	3,626	59	3,685
	歳出合計		516,918	59	516,977

1. 総括  
(歳入)

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 介護保険料	117,840	27	117,867
4. 支払基金交付金	132,927	32	132,959
歳入合計	516,918	59	516,977

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国道支出金	地方債	その他	
6. 諸支出金	3,678	59	3,737			32	27
歳出合計	516,918	59	516,977			32	27

(単位：千円)

## 2. 歳入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
款 1. 介護保険料	117,840	27	117,867			
項 1. 介護保険料	117,840	27	117,867			
目 1. 第1号被保険者 保険料	117,840	27	117,867	1. 現年度分	27	現年度分 27
款 4. 支払基金交付金	132,927	32	132,959			
項 1. 支払基金交付金	132,927	32	132,959			
目 2. 地域支援事業交 付金	2,376	32	2,408			
				1. 現年度分	32	法定負担金 32



3. 歳出

(単位：千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源		一般財源	区分	金額		
				国道支出金	地方債				その他	
款 6. 諸支出金	3,678	59	3,737			32	27			
項 2. 繰出金	3,626	59	3,685			32	27			
目 1. 他会計繰出金	3,626	59	3,685			32	27			
								27. 繰出金	59	重層的支援体制整備事業繰出金

議案第 44 号

鹿追小学校体育館非構造部材耐震化他工事請負契約について

下記のとおり契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年6月12日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

記

- 1 契約の目的 鹿追小学校体育館非構造部材耐震化他工事
- 2 契約方法 指名競争入札
- 3 契約金額 55,825,000円
- 4 契約の相手方 鹿追町新町2丁目2番地  
窪田建設工業株式会社  
代表取締役 窪 田 秀 俊

同意第 3 号

鹿追町農業委員会委員の任命について

次の者を鹿追町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 [REDACTED]  
氏 名 上 嶋 尚  
[REDACTED]

住 所 [REDACTED]  
氏 名 吹 上 英 輝  
[REDACTED]

住 所 [REDACTED]  
氏 名 上 村 好 美  
[REDACTED]

住 所 [REDACTED]  
氏 名 加 藤 元 幸  
[REDACTED]

住 所 [REDACTED]  
氏 名 島 かおる  
[REDACTED]

住 所 [REDACTED]  
氏 名 藤 井 史 織  
[REDACTED]

住 所 [REDACTED]  
氏 名 瀧 上 樹

住所  
氏名

[Redacted]

[Redacted]

清水 智久

[Redacted]

住所  
氏名

[Redacted]

加藤 毅

[Redacted]

住所  
氏名

[Redacted]

菊池 輝夫

[Redacted]

住所  
氏名

[Redacted]

坂本 慎一

[Redacted]

住所  
氏名

[Redacted]

蓮井 友人

[Redacted]

住所  
氏名

[Redacted]

加藤 義雄

[Redacted]

令和5年6月12日提出

鹿追町長 喜井 知己

提案理由

鹿追町農業委員会委員の任期が令和5年7月19日で満了になることによる。

同意第 4 号

鹿追町固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を鹿追町固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定によって、議会の同意を求める。

記

住 所 [REDACTED]  
氏 名 小 林 みどり  
[REDACTED]

令和5年6月12日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

提案理由

鹿追町固定資産評価審査委員会委員 小林みどり 氏の任期が、令和5年6月29日で満了になることによる。